

第 24 期 第 15 回
別海町農業委員会総会議事録

令和3年8月31日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 1 5 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 3 年 8 月 3 1 日)

○開催日時 令和 3 年 8 月 3 1 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について(別海町農地移動適正化あっせん基準) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条の許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（24名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	5番	石	毛		剛
6番	藤	田	浩	義	7番	中	洞		薫
8番	加	藤	真	純	9番	畠	山	友	子
10番	大	内	敏	光	11番	芳	賀		均
12番	中	村	繁	男	13番	小	島		敏
14番	羽	石	健	一	15番	加	藤	和	広
17番	阿	部		浩	18番	藤	井		実
19番	木	幡		誠	21番	山	田	良	雄
22番	押	田	賢	二	23番	林	花	武	雄
24番	伊	藤	一	吉	25番	竹		新	吉

○欠席委員（3名）

4番	市	川	義	晴
16番	内	藤	宏	幸
20番	浦	山	宏	一

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

25番	竹	花	新	吉	3番	齊	藤	主	夫
-----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席25番 竹 花 新 吉 ⑩

議席 3 番 齊 藤 主 夫 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 5 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 15 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 24 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員は 4 番市川委員、16 番内藤委員、20 番浦山委員の 3 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。25 番竹花委員、3 番齊藤委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 6 件ございます。1 号から 3 号まで農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました但双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 1 号で提案し御審議していただく予定です

す。4号から6号につきましては、本年7月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。今後の取扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、不成立。次号から6号までのあっせん候補者は同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、円。

第5号、あっせん対象地、一 外 筆。計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、円。

第6号、あっせん対象地、一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第1号の事務局説明が終わりましたので調整に当たられた委員の説明を求めます。1号から3号につきましては不成立案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。4号につきましては22番押田委員、5号につきましては9番畠山委員。6号につきましては14番羽石委員。それでは4号につきまして押田委員お願いいたします。

○22番 押田委員

はい、説明いたします。さんが経営の規模を縮小するということで飛び地の売却を行うものです。農地売買等事業を活用し、近隣農家の5年後の買取も決まっておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号を9番畠山委員お願いいたします。

○9番 畠山委員

はい、[]さんの案件でございますが、農地売買等事業で売買することになりました。近隣の農家との調整も整っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（小野会長）

続きまして、6号を14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、[]さんの案件でございますが、営農を中止されるということで、農地売買等事業で売買することになりました。近隣の農家との調整も整っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（小野会長）

報告第1号について委員説明が終わりました。それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8の2の（3）の規定により報告する。本件は全部で4件ございます。全件、農地所有者の申出により所有権移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせ

ん対象地、[] - [] 外筆、計 [] m²。農地の所有者、[]
[] 番地の []、[]。あっせん委員、山田委員外 8 名。あっせん
結果、成立。あっせん価格、贈与。

第 2 号、あっせん候補者、[] 番地の []、[]。あっせ
ん対象地、[] - []、計 [] m²。農地の所有者とあっせん委員
は同上です。あっせん結果、成立。あっせん価格、贈与。

第 3 号、あっせん候補者、[] 番地 []、[]
[] [] []。あっせん対象地、[] -
[] 外筆、計 [] m²。農地の所有者、[] 番地の []
[]、[]。あっせん委員、加藤和広委員外 5 名。あっせん結果、成立。
あっせん価格、売買で [] 円。

第 4 号、あっせん候補者、[] 番地の []、[]。あっせ
ん対象地、[] - [] 外筆、計 [] m²。農地の所有者とあっせ
ん委員は同上です。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [] 円。

以上で報告第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第 2 号の事務局説明が終わりました。ここであっせんに当たられた委
員の説明を求めます。1 号と 2 号につきましては 2 2 番押田委員、3 号と 4
号につきましては 1 4 番羽石委員。それでは押田委員お願いいたします。

○2 2 番 押田委員

はい、説明いたします。1 号ですが、沢の近くにある L 字型の畑で使い勝
手が悪いということで [] さんから [] さんに贈与という案件になります。
2 号ですが、土地の面積が小さすぎるので贈与という形になった案件になり
ます。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3 号と 4 号を 1 4 番羽石委員お願いいたします。

○1 4 番 羽石委員

はい、御説明いたします。報告第 1 号にあった [] さんですが、北海
道農業公社の買い上げにならなかった畑の売買です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは報告第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第 2 号を承認することに御異議ございせん
か。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第3号、農地法第5条の許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては令和3年6月22日開催の第13回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、1号から3号まで全て北海道農業会議の意見聴取日であります令和3年7月21日としております。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は18件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第4号につきましても質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（小野会長）

日程第5 報告第5号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第5号、農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について。次の者から農地法第6条の2第1項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。今月は4件の報告がありました。いずれも農地等利用状況について適正に利用している旨の報告を受けております。また、その他の要件につきましても満たしていると判断しております。決算期、受理日につきましても記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、3号と4号につきましては 委員が構成員になっている法人の案件ですので議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第5号につきましても質疑を受けたいと

思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第6 議案第1号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第16条第1項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本案は3件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1号から3号まで同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和3年8月17日。2 農地中間管理機構を含めた調整経過、あっせん会議を開催し利用調整を図ったところ、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第 1 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 7 議案第 2 号

○議長(小野会長)

日程第 7 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(山下主査)

議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第 1 号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の []、[]。譲受人、[]番地 []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]— []、[]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため売り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため買い受けるものである。売買価格は []円、1 ヘクタール当たり約 []円です。

第 2 号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の []、[]。譲受人、[]番地の []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]— []外 []筆、合計 []m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため売り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため買い受けるものである。売買価格は []円、1 ヘクタール当たり約 []円です。

第 3 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の []、[]。借人、[]番地の []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]— []外 []筆、合

計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間は、許可日から定めないものとする。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては5番石毛委員。2号につきましては19番木幡委員。3号につきましては1番及川委員。それでは、1号につきまして石毛委員お願いいたします。

○5番 石毛委員

はい、御説明いたします。8月19日に木幡委員、伊藤委員、事務局と5人で見てまいりました。この土地は国道272号から [] のところに入っていく道路の丁度向かい側になる畑ですが、隣接している土地でして3条による相対の案件ですので、問題なしと見てまいりました。協議のほどよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を19番木幡委員お願いします。

○19番 木幡委員

それでは説明いたします。同じく8月19日に見てまいりました。 [] さんと [] さんは以前から家の前の畑を賃貸しており、今回3条で売り渡すということで、問題ないと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を1番及川委員お願いします。

○1番 及川委員

はい、説明いたします。昨年、法人化に伴う使用貸借を行いました、昨年の8月総会で北海道農業公社から買い戻しを受けた農地に対して使用貸借を設定していなかったもので、改めて申請したものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第2号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

8番加藤真純委員。

○8番 加藤真純委員

3号の貸借期間についてですが、この定めないものとするという意味や永久との違いを教えてください。

○事務局（山下主査）

定めないものというのは、借人が土地を使っていく中で使わなくなった時点で終了という意味合いです。

○8番 加藤真純委員

永久とは違うということですよ。

○事務局（山下主査）

永久であれば一生権利が続くのですが、定めないものとするのは、何らかの事情で使用しなくなった時点で終了という形です。

○議長（小野会長）

その他、なにかご質問はございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第2号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第3号

○議長（小野会長）

続きまして日程第8 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[]
[][㎡]の内 [][㎡]。目的、農業用施設建設。計画内容、堆肥
盤外、計 [][㎡]。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4
条第6項。土地利用計画、農用地。転用者氏名、[]番地の []、
[]。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

24番伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

8月19日に木幡委員、石毛委員、事務局2名と見てまいりました。適正

に管理さえすれば問題のない場所として見てきました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。ここで議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第4号

○議長（小野会長）

続きまして日程第9 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましても、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆。面積、[] m^2 の内[] m^2 。契約内容、使用貸借。目的、砂・土採取。計画内容、砂採取量3万5,158 m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]、[]、砂利採取販売業、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外1筆。面積、[] m^2 の内[] m^2 。契約内容、使用貸借。目的、土・火山灰採取。計画内容、土採取量1万545 m^3 。転用基準と土地利用計画は前号と同じです。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]、砂利採取販売業、[]。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[]
[]㎡の内 []㎡。契約内容、使用貸借。目的、従業員宿舎建設。
計画内容、従業員宿舎外、合計 []㎡。転用基準、区分、1種。許
可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1号。土地利用計画、農振
地。所有者氏名、[]番地の []、[]。転用者氏名、[]
[]番地の []、農地所有適格法人、[]
[]。なお、第3号につきましては、別海町農業振興地域整備計画に
該当し、農業を担うべき者の育成及び確保するための施設整備に関する事項
に該当するため、意見聴取案件ではありません。

○議長（小野会長）

1号につきましては5番石毛委員。2号につきましては24番伊藤委員。
3号につきましては19番木幡委員。

○ 5 番 石毛委員

○議長（小野会長）

○24番 伊藤委員

○議長（小野会長）

○19番 木幡委員

○議長（小野会長）

○委員

○議長（小野会長）

16

求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに決定します。

(10時45分から10時55分まで休憩)

◎日程第10 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第5号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5の1の(6)による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本件は全部で42件ございます。内訳は、所有権の移転が40件、利用権の設定が2件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号から第3号までは報告第1号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和3年9月1日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和3年10月14日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号及び第3号の対価の支払い期限、次号から第34号までの引渡しの時期、当事者間の法律関係、次号から第40号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法は同文ですので朗読を省略します。

第2号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草牧草地として利用。対価、 円。

第3号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、 円。

次号から第33号までの利用目的については同文ですので朗読を省略します。

第4号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 － 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、対価、

円。対価の支払い期限、令和4年3月31日。

次号から第34号までの所有権の移転をする者は同文ですので朗読を省略します。

第5号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、令和3年10月29日。所有権の設定をする土地の所有権の移転をする者以外の権原者等、釧路市緑ヶ岡5丁目6番9号 北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店 電力部長 多田賢一。権原の種類、地役権。

第6号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、同上。

第7号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、令和3年11月26日。

次号から第12号までの対価の支払い期限は同文ですので朗読を省略します。

第8号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、円。

第9号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、円。

第10号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、円。

第11号、所有権の移転を受ける者、番地、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、円。

第12号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、円。

第13号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、令和3年10月29日。

次号から第22号までの対価の支払い期限は同文ですので朗読を省略しま

す。

第14号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一[]、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第15号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一外筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第16号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一外筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第17号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一外筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第18号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一外筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第19号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一[]、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第20号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一[]、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第21号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一外筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第22号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一[]、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第23号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一外筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。対価の支払い期限、令和3年11月26日。

第24号、所有権の移転を受ける者、同上。所有権の移転をする土地、[]一外筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。対価の支払い期限、令和4年2月28日。

第25号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一外筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。対価の支払い期限、令和3年11月26日。

第26号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。

。所有権の移転をする土地、 ー 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第 27 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 ー 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第 28 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 ー 外 筆、 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、令和 3 年 12 月 24 日。

第 29 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 ー 、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、令和 3 年 11 月 26 日。

次号から第 33 号までの対価の支払い期限は同文ですので朗読を省略します。

第 30 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 ー 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 31 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 ー 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 32 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 ー 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 33 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 ー 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 34 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 ー 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び農業用施設用地として利用。対価、 円。対価の支払い期限、令和 4 年 3 月 31 日。

第 35 号から第 38 号までは報告第 2 号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第 35 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。引渡しの時期、令和 3 年 9 月 1 日。当事者間の法律関係、贈与。

第 36 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。引渡しの

時期、同上。当事者間の法律関係、同上。

第 37 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、
円。対価の支払い期限、令和 3 年 1 月 30 日。引渡し
の時期、対価の支払い日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第 40 号までの対価の支払い期限、引渡し
の時期、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第 38 号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、
円。

第 39 号、所有権の移転を受ける者、
番地の、。所有権の移転をする土地、
ー、計 m²。所有権の移転をする者、
番地の、。所有権の移転の内容、利用
目的、牧草畑として利用。対価、
円。調整委員、大内委員、
木幡委員。

第 40 号、所有権の移転を受ける者、
番地の、。所有権の移転をする土地、
ー 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、同上。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、
円。調整委員、同上。

続いて、利用権の設定です。

第 1 号、利用権の設定を受ける者、
番地の、。利用権を設定する土地、
ー 外 筆、計 m²。利用権
の設定をする者、
番地の、。設定する利用権、利
用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和
3 年 9 月 1 日。終期、令和 13 年 8 月 31 日。借賃、1 年目
円、2 年目以降
円。借賃の支払いの方法、毎年 1 月 30
日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調
整委員、林委員、藤田委員。

第 2 号、利用権の設定を受ける者、
番地、
。利用権を設定する土地、
ー
外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用
権、利用権の種類、同上。内容、同上。始期及び終期、同上。借賃、1 年目
円、2 年目以降
円。借賃の支払いの方法、
同上。当事者間の法律関係、同上。調整委員、同上。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 5 号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第 1 号から
第 3 号につきましては報告第 1 号で説明済、第 4 号から第 34 号につきまし
ては北海道農業公社の買戻案件、第 35 号から第 38 号につきましては報告
第 2 号で説明しておりますので、事務局説明のみとさせていただきます。そ
れでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の 39 号、
40 号につきましては 10 番大内委員。利用権設定の 1 号、2 号につきまし

ては23番林委員。

ここで所有権の移転の12号につきまして[]委員に関する案件ですので農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づく議事参与制限により一時退席を求めます。

([] 番 [] 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは所有権の移転の12号につきまして質疑を受けたいと思います。
何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の12号を原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([] 番 [] 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。所有権の移転の22号につきまして[]委員本人の案件ですので農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づく議事参与制限により一時退席を求めます。

([] 番 [] 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは所有権の移転の22号につきまして質疑を受けたいと思います。
何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の22号を原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([] 番 [] 委員 着席)

それでは所有権移転の39号、40号につきまして10番大内委員お願いいたします。

○ 10 番 大内委員

ご説明いたします。この案件は1年半以上前からの案件ですが、測量会社の都合で分筆の完了が今年の春まで遅れてしまいまして、[]さんの旦那さんである[]さんの名前で6月総会にかけるとの予定でしたが、総会の数日前に亡くなりました。この度、[]さんの相続が完了しましたので改めて総会にかけることとなりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権設定の1号、2号につきまして23番林委員お願いいたします。

○ 23 番 林委員

はい、説明いたします。[]さんは後継者がいないために以前より経営を縮小しておりまして、離れ地を貸したいとの申出がありました。隣接地の[]さんと、同じ地区の[]さんに借りてもらうようにあつせん調整しましたので、よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号の12号と22号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第5号の12号と22号を除きまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の12号と22号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第11 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第6号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は4件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]－[]、面積[]㎡。利用状況、山林。所有者、[]、[]。

第2号、所在、[]－[]、面積[]㎡。利用状況、雑種

地。所有者、[]番地の[]、[]。

第3号、所在、[]—[]外筆、面積[]m²の内[]
[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、
[]。

第4号、所在、[]—[]、面積[]m²の内[]
[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]
[]。以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号、2号につきましては24番伊藤委員。3号、4号につきましては19番木幡委員。

それでは1号、2号につきましては24番伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

はい、この案件も8月19日に見てまいりました。1号については、以前畑だったとは到底思えないほどの木々が繁茂しており、地目変更は適正であると思いました。2号につきましては、図面上は農地としてカウントされていますが、実質、生活営農に伴う敷地内に搬入する道路となっているため、雑種地として農地より除外するということで確認してまいりました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして3号、4号につきましては19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

はい、説明いたします。同じく8月19日に見てまいりました。3号の[]さんの所有地で、15年か20年くらい使っていない道路端の土地ですが、柳の木が伸びてしまっていて、草地ではなく雑種地として見てまいりました。ここにソーラーパネルを建てるような話も聞きました。4号の[]さんについてですが、前回ソーラーパネルを建てた続きで、雑種地として見てまいりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第15回総会を閉会します。